

令和3年4月27日

保護者の皆さまへ

茨木市立北中学校
校長 岸本 済

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、国において、4月25日から5月11日まで、大阪府全域に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

標記の件につきまして、児童生徒及び同居家族等が感染の疑いがある場合や、濃厚接触者に特定された場合は、感染拡大防止のため、引き続き、下記の内容について、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【小中学校における児童・生徒の登校判断について】

児童・生徒本人の場合

陽性となった場合	登校しない
濃厚接触者でPCR検査等の結果がでていない場合	登校しない
濃厚接触者でPCR検査等の結果が陰性の場合	登校しない
濃厚接触者ではないが発熱等体調不良の場合	登校を控える
濃厚接触者ではないが体調不良でPCR検査等を受検し結果が陰性の場合	登校可能

同居家族等の場合

陽性となった場合	登校しない
濃厚接触者でPCR検査等の結果がでていない場合	登校を控える
濃厚接触者でPCR検査等の結果が陰性の場合	登校可能
濃厚接触者ではないが発熱等体調不良の場合	できるだけ登校を控える
濃厚接触者ではないが体調不良でPCR検査等を受検し結果が陰性の場合	登校可能

きょうだいの学校園が休業の場合

市立小学校・中学校	登校可能
保育園・幼稚園	園の指示に従ってください

上記いずれにおいても、学校を休まれた場合は、欠席扱いとはなりません。

【児童生徒が感染の疑い・PCR検査等を受検予定となった場合】

【同居家族等が陽性となった場合】

すみやかに学校にお知らせください。